

# カラーリング用具管理規定

(目的)

第1条 この規則は、カラーリング用具の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる物品)

第2条 この規則により管理の対象となるカラーリング用具は、平成26年度一般コミュニティ助成事業において購入した次に掲げる物品とする。

物品名	規格	数量
ジェットローラ	ブラック、ブルー、グリーン、イエロー オレンジ、レッドの各色2個(1個2kg)	12個×7 セット
ジェットローラ専用 ケース	布製	12袋×7 セット
ポイントゾーン	94cm×94cm	6枚×7 セット

(管理者)

第3条 カラーリング用具の管理者は仏生寺地区地域づくり協議会会長とする。

(カラーリング用具の利用)

第4条 カラーリング用具を利用できる者は、仏生寺地区住民及び管理者が認めた者とする。

(保管場所)

第5条 カラーリング用具の保管場所は、仏生寺公民館とする。また、出入口については、必ず施錠する。

(管理方法)

第6条 カラーリング用具を使用する者は、カラーリング用具の使用前、使用後に点検を行い、カラーリング用具に異常があった場合は、管理者に報告するものとする。

(使用料及び貸出料)

第7条 カラーリング用具を使用する者は、使用料又は貸出料を納入しなければならない。納入方法は、管理者が指定する口座に振り込みするものとする。

(1) 旧仏生寺小学校体育館で使用する場合…1回3,000円とする。ただし、仏生寺地区の大会、練習会に使用する場合無料とする。

(2) 旧仏生寺小学校体育館以外で使用する目的で貸し出す場合…1セットにつき1日1,000円とする。ただし、公共団体及びカラーリング協会等が使用する場合、無料とする。

(使用方法ならびに注意事項)

第8条 カラーリング用具の使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) カラーリング用具の使用に当っては、管理者の許可を得ること。
- (2) カラーリング用具を故意に破損させた者は弁済すること。
- (3) カラーリング用具を用い、他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
- (4) カラーリング用具の使用前、使用後には、十分な点検を行うこと。
- (5) カラーリング用具の使用後は、保管場所へ収納すること。

附 則

この規則は平成26年9月4日より施行する。

この規則は令和5年5月11日より施行する。